

国際レーザークラス協会 協会規約

197年5月3日および1993年3月18日改正、第1条は1995年6月1日、6条(1)、7(4)、8(3)、9(3)は2000年1月1日改正。

名 称

1 協会名称は国際レーザークラス協会とし、本部事務所をPO Box 26,Falmouth,Cornwall TR11 3TN,Englandに置く。

記 章

2 クラスのシンボルマークは一般に知られるレーザーシンボルとし、役員の記章は付則によって定められたものとする。

目 的

3 協会の目的を下記とする。

- (1) 世界中のレーザーセーラーに情報交換の媒体を提供し、レーザークラスセールボートの楽しさを向上させる。
- (2) 同一ルールのもとで、すべての国でレーザークラスのレースを推進、発展させる。
- (3) セーリングのスポーツ性とレクリエーション性双方の側面の面白さを奨励し進展させる。

方 針

4 レーザーを厳密なワンデザインクラス・セールボートの典型として維持することを本協会の方針とする。

管 轄

5 本協会は世界中におけるレーザークラスのすべての活動に支配権を持ち、その権限は、本規約および本規約の条項に従って設けられたワールドカウンシル、地域執行委員、地区協会およびフリートに与えられ、執行される。それらすべては国際セーリング連盟の総則と付則に従うことを条件とする。

機 構

ワールド カウンシル (世界評議員会)

- (1) 本協会は当該時期在職中の各地域の執行委員会委員長(会長)、直前のワールドカウンシル会長、事務局長、アドバイザー・カウンシル(顧問評議員)に任命されている2名、カウンシルによって任命される追加役員(任期については随時定められる)から成るワールドカウンシルによって統治される。各役員は本協会のメンバーでなければならない。
- (2) ワールドカウンシルは1年に一回以上会議を持つものとし、一回目の会議は地域の執行委員会委員長(会長)の選挙から2カ月以内とする。会議の開催時期と場所は、可能な限り、世界選手権または地域選手権に合わせる事が望ましい。
- (3) 本協会の会長と副会長はワールドカウンシルメンバーの中から選出され、後継者が選出されるまで在職する。また、ワールドカウンシルは随時ワールドカウンシルに適していると思われる名誉会長を任命することができる。
- (4) エグゼクティブ・セクレタリー(事務局長)はワールドカウンシルに選出されたメンバーによって任命され、ワールドカウンシルが定める期間在職する。事務局長は本協会の本部事務所に勤務し本協会の規約、付則および下記を含むワールドカウンシルの指示通りに本協会の全ての運営を行うことに責任をもつ。
 - (a) すべての地域間(インターリジョン)活動の調整
 - (b) 世界選手権に関連するすべての活動を計画準備する
 - (c) 本協会と、ISAその他すべてのヨット関係当局との連絡
 - (d) 本協会会員やチーフメジャーとの連絡
- (5) ワールドカウンシル(世界評議員会)は、ルールに関する

全ての質問や問題に対して判断を下し、必要であると判断された場合はそれについて判例を発行する本協会のチーフメジャー(任期は別途に定める)を任命する。それらの判例はワールドカウンシルにより承認、あるいは拒絶、または変更されて協会の会員に広報されるまで拘束力を持つ。

地域 (リジョン)

- (1) ワールドカウンシル(世界評議員会)は協会の事務管理上、いくつかの地域(リジョン)がすでに存在あるいは設立される可能性のあるような広い地域帯の中でそのような場所を一つの地域(リジョン)とすることが必要と判断した場合、新たに地域(リジョン)を制定することができる。
- (2) ワールドカウンシル(世界評議員会)は、地域(リジョン)の設立と同時に、地域(リジョン)会長、副会長およびセクレタリー(それぞれの後継者が選出されるまで在職する)から成る地域執行委員会を任命する。
- (3) 地域執行委員会は、本規約によりワールドカウンシルに与えられている権限の内、クラスルールあるいは本規約の変更の権限を除き、地域付則により特別に地域執行委員会に委任されているものについてはその権限を持つ。その権限には任期が随時決定される追加役員を任命する権限を含む。
- (4) 地域執行委員会の役員(地域事務局長を除く)は、地域(リジョン)本部事務所あるいは地域執行委員会が決定する場所における年次総会で各地区(ディストリクト)委員長(出席できない場合は代理役員)による投票で毎年選出される(それぞれの後継者が選出されるまで在職)。なお、地区(ディストリクト)委員長が地域(リジョン)会長を兼ねることを妨げるものではない。各役員は協会メンバーでなければならない。
- (5) 地域(リジョン)セクレタリーは、選出された地域執行委員会メンバーによって任命され、地域執行委員会が定める諸条件のもとに役職を務める。地域(リジョン)セクレタリーは地域執行付則および地域執行委員会の指示に従い、地域(リジョン)の運営責任をもつ。
 - (a) 地区間の活動とイベントの調整
 - (b) ワールドカウンシルの事務局長との連絡
 - (c) フリート認定書の発行
 - (d) 地域(リジョン)に関するすべての記録の維持、および
 - (e) すべての会員記録と情報の維持。(それらの事務が地区の事務局長へ委任される場合を除く)
- (6) ワールドカウンシルは本協会の効率良い運営管理のため、ある地域(リジョン)を1つ以上の地区に細分したり、2つ以上の地区を合併したり、地区を追加したり、ある地域(リジョン)から地区を削除したりすることができる。
- (7) 地域(リジョン)会長がワールドカウンシルの会議に参加出来ない場合、地域(リジョン)セクレタリーまたはそのために指名された地域執行委員会の他のメンバーが、会長に代わってワールドカウンシルの会議に出席し、投票に参加することができる。
- (8) 地域(リジョン)セクレタリーがワールドカウンシルの事務局長を兼務することを妨げるものではない。
- (9) 地域執行委員会は、その地域における職務と責任を遂行するために必要な場合はいつでも、本規約と地域執行付則の条項に従って付則を作成することができる。そして、地域執行委員会で随時承認された付則の全コピーはワールドカウンシルの事務局長によって保存される。

地 区

- (1) ワールドカウンシルは、該当する地域執行委員会の推薦があった場合、レーザークラスの発展と協会の目的を遂行するため、地理・言語・距離・人口などを含む全てを考慮し、明確に区別できると適切に判断されたエリアを、付則により地区(ディストリクト)として設立することが出来る。

- (2) ワールドカウンシルは地区(ディストリクト)の設立後ただちに、地区(ディストリクト)会長、副会長、セクレタリー、会計(それぞれの後継者が選出されるまで在職する)から成る地区協会を設立する。
- (3) 地区協会は前述の役員と、任期が暫時決定される追加役員らによって構成される。各役員は協会メンバーでなければならない。
- (4) それぞれの地区はワールドカウンシルによって承認された地区規約、もし無い場合はワールドカウンシルの地区協会付則の条項に従って運営される。また、それぞれの地区協会の役員は、地区規約、無い場合は地区協会付則の条項に従って、その地区内の協会メンバーによって毎年選出される。
- (5) 地区間の境界は関係する地区の申請により、関係している地区協会が承認すればワールドカウンシルにより、2つ以上の地区を合併したり、ある地区を1つ以上に細分したりすることができる。
- (6) 地区協会はチーフメジャラーの承認があれば、その地区におけるチーフメジャラーの責務の遂行とルールへの励行を補佐するため、地区(ディストリクト)メジャラーを任命することができる。地区メジャラーが1つ以上の地区でメジャラーとしての任務を遂行することは、これを妨げるものではない。地区メジャラーはクラスルールおよびチーフメジャラーによる判例に関係する全ての質問や問題に対して判断を下す権限を有するが、チーフメジャラーの事前の承認無しに判例を発行することはできない。
- (7) 地区協会はその地区の運営における任務と責務を遂行するために必要な場合は、状況に応じて本規約、地域執行付則、地区協会付則または地区協会規約の条項に従って、付則を作成することができる。
- (8) どの地区も、ある国のセーリング連盟の管轄下にある場合は、その地区協会は本規約が要求する全ての条件に加えて、その国のセーリング連盟のルール、規則、指示に従わなければならない。

フリート

9. (1)フリートの設立は、定期的なレースが行われる場所が、そのフリートメンバーにとって容易に行けるとみなされる場所またはクラブにおいて、レーザーの個人オーナーでかつ本協会のメンバー6名以上という条件を満たした上で、地域執行委員会(管轄する地域がない場合はワールドカウンシル)に申請することにより許可される。
- (2) 前項(1)以外に特例として、軍隊、教育施設、ジュニアプログラム、またはその他非営利団体を対象とした場合は、どの場所においても特別フリートの設立許可を受けることができる。
- (3) フリートキャプテンおよびフリートが必要すると役員については、付則に明記されていない場合は、各フリート独自にメンバーの中から毎年選出することができる。フリート設立やフリートメンバーによる協会規約および付則条項の励行については、地区協会がその責を負うものとする。各役員は協会メンバーでなければならない。

メンバー資格と会費

10. (1) だれでも、事情に応じて事務局長、あるいは該当する地域(リジョン)セクレタリー、地区セクレタリーに申請し協会規定の会費を支払うことによってメンバーとなることができる。ただし、ワールドカウンシルの決定によりメンバー資格を失った者や一時的にメンバー資格を剥奪されている者はこれを除く。
- (2) メンバー資格の申請は、メンバー資格を得るとただちに、本協会規約と付則に従う義務が発生することに申請者が同意したことを意味する。
- (3) 協会メンバーの所属する地区は、そのメンバーの住所がその地区になくとも、通常セーリングを行っている地区が

これに該当するものとする。ただし、正当な理由と両方の地区会長の承認があれば、住所のある地区をそのメンバーの所属地区として選択することができる。

- (4) 協会公認イベントへのクオリファイを得る目的のためには、協会メンバーは本人が通常セーリングしている地区のフリートメンバーにのみなることができる。いかなる紛争も地区協会によって解決され、その決定を最終的なものとする。
- (5) ワールドカウンシルはクラスへの特別な貢献、または協会への特別な関係を通して功績があったとみなされるメンバーには適時、協会の名誉会員の称号を与えることができる。
- (6) ワールドカウンシルはそのメンバーのヨッティングにより達成した功績が、ワールドカウンシルの見解によって国際的に重要であると判断された場合、永久名誉会員の称号を与えることができる。
- (7) 名誉会員と永久名誉会員は、メンバーに与えられる全ての特典を有するが、協会年会費を支払う必要はないものとする。
- (8) 本協会のメンバー資格は、ワールドカウンシルの判例により特別に許可された場合を除き、いかなる会社、グループ、その他団体もメンバーとなることはできない。ワールドカウンシルはそのようなメンバー資格が適切であるとみなした場合、そのような関係、身分、資格をもうけることができる。

11. (1) 協会費はワールドカウンシルにより決定された、それぞれの地域あるいは地区付則の定める金額を所定の期日までに支払われなければならない。そして、ワールドカウンシル、地域、地区それぞれの目的のために各機関で決定された金額を含むものとする。
- (2) 協会は特別に必要な場合は、会費のほかに寄付を求めることができるが、この寄付は強制ではない。
- (3) 会費は地域セクレタリーが徴収するものとするが、ワールドカウンシルは必要に応じて報告と会計を行うという条件のもと、地区セクレタリーに会費の徴収を指示することができる。

資格の一時剥奪と解任

12. クラスルールおよび付則への重大な違反、協会またはメンバーへの違法行為、または協会メンバーの利益に反するようなスポーツマンらしくない行為を行ったメンバーは、地区協会の勧告によりワールドカウンシルはそのメンバー資格を一時的に剥奪することができる。資格剥奪期間はワールドカウンシルにより決定され、そのメンバーはその期間中レースに参加することやメンバーが本来受けるべき他の権利を享受することはできない。

13. 地域または地区役員が、協会やそのメンバーに対して有害で、故意および正当化できない作為または不作為の行為を行った場合は、ワールドカウンシルはこれを解任することができる。

上告

14. クラスルールの解釈についての論争または適用されるレーシングルールの管轄範囲内の抗議を除き、フリート、地区、地域、レース参加資格、本規約や付則または同様のものの解釈に関連して起こるあらゆる紛争は、ワールドカウンシルに上告することができる。その決定は最終的なものであり拘束力を持つ。

アドバイザーカウンシル(顧問評議員会)

15. ワールドカウンシルの会長、副会長、ならびに商標を所有するビルダーから指名された2名はアドバイザーカウンシル(顧問評議員会)を構成し、ワールドカウンシルを補佐お

よび協力することによりその責務を遂行し、本規約1条およびルール中「Amendments (改正)」と題される条項の定めにより責を負う。

付 則

16. ワールドカウンシルは本規約および本協会の目的を遂行するために、本規約および本協会の一般性と上記項目の一般性に限定されることなく、下記に関する付則を作成することができる。

- (a) 協会付則1 (By-Law1)として制定されたレーザークラスルールの改正 (By-Law1、29条記載)
- (b) 地域の設立と地域執行委員会の権限
- (c) ワールドカウンシルの一定の権限の地域執行委員会への委譲
- (d) 地区の設立と地区協会の権限
- (e) 地区協会の規約と付則
- (f) メンバー登録と会費の徴収
- (g) 艇の計測と計測費
- (h) 選手権大会や他のレガッタの運営、レガッタの格付け、主要選手権に出場する選手の参加資格
- (i) トロフィーの贈呈の承認
- (j) 協会の事務局の変更
- (k) ワールドカウンシルと地域執行委員会間の会議の手順や、郵便あるいは他の通信手段による業務の運営

改 正

17. 本規約の改正は次のそれぞれから承認を得なければならない。

- (a) ワールドカウンシル
- (b) アドバイザリーカウンシル
- (c) 国際レーザークラス協会の事務局が行う郵便投票に対して、メンバーから書面で返信された投票のうち3分の2以上の賛成。ただし、提出された改正案を公開してから6ヶ月以内に国際レーザークラス協会へ返信された郵便投票用紙のみを有効とする。

変遷条項

18. (1)本規約は1972年9月30日に制定されたレーザークラス協会規約第18条の条項に従って本協会が承認した日をもってその効力を発揮する。その結果として前述の1972年9月30日制定の規約は廃棄され、1972年9月30日に制定された規約条項に従って選出および指名された本協会の役員は規約の範囲内のワールドカウンシル初代役員となり、その状況によりその後継者が指名または選出されるまで在職する。
- (2) 本規約の発効にともない、1972年9月30日制定の規約により設立された各地区および各フリートは本規約の意味する地区およびフリートとみなされる。それらの地区およびフリートのすべての役員やフリートキャプテンは本規約におけるその地区の初代役員および初代フリートキャプテンとみなされ、その状況によりその後継者が指名または選出されるまで在職する。
- (3) 前述の1972年9月30日制定の規約に従って行われた、協会の上級役員、およびいずれの地区役員をも含む他の役員らが行ったすべての活動は、本規約においても同様に行われたであろうという範囲内で、正当になされたものとみなされる。

日本レーザークラス協会 協会規約

付則2:

1 名 称

本地区 (ディストリクト) 協会の名称を、日本レーザークラス協会とし、その事務局を神奈川県綾瀬市上土棚南3丁目13-31に置く。

2 目 的

本協会の目的を下記の通りとする。

- (a) レーザーセイラーに情報交換の手段を提供する。
- (b) レーザークラスのレースを促進させ、発展させる。
- (c) フリートの設立を通じて、セイリングのスポーツ性とレクリエーション性双方の側面の面白さを奨励し、かつ支援する。
- (d) 地域 (リジョン) 内にある他の地区 (ディストリクト) と協調して活動する。

3 フリート設立許可

- (1) フリートの設立は、定期的なレース活動の場所が、そのフリートメンバーにとって容易に行ける場所またはクラブで、レーザークラスの個人オーナーかつ国際レーザークラス協会のメンバーが6名以上という条件を満たし、日本レーザークラス協会に申請することにより許可される。
- (2) 前項以外の特例として、どの場所においても軍隊、教育施設、ジュニアプログラム、またはその他非営利団体のメンバーを対象とした特別フリートの設立許可を受けることが可能である。
- (3) フリートキャプテンもしくはフリートが必要とする役員については、日本レーザークラス協会規約に明記されていない場合は、各フリート独自にフリートメンバーの中から毎年選出することとする。フリート結成やフリートメンバーによる国際レーザークラス協会規約および付則条項の履行については、国内協会がその責を負う。

4 協会役員

本協会は、次の役員で組織されるものとする。

- (a) 会長は、地区内における地区協会のすべての活動を調整し、国際レーザークラス協会規約にしたがって開催される地域年次総会で地区 (日本) 代表にあたること。地区内 (国内) での協会のすべての年次総会での議長を務めること。および、地区上級役員としての通常職務を遂行することに責任を負う。
- (b) 副会長は、会長が無能であったり、拒否した場合に、会長に代わって業務を遂行、加えて地区のセイリングセクレタリーを兼任し、地区内 (国内) のすべてのレース計画の進展、協会公認イベントの監督、およびすべての地区間のレースにおいて、他の地区のセイリングセクレタリーとの調整に責任を負う。
- (c) セクレタリーは、本協会のすべてのメンバー資格、記録、通信等の保管、地区ニューズレターがあればその準備、および会長が与える職務の遂行に責任を負う。
- (d) 会計は、国際レーザークラス協会規約の10項に照らして、申し込み者のメンバー資格を決定し、また11項にしたがい、メンバーに課せられる会費を徴収し、メンバーにかかるすべての会計を維持し、かつメンバー資格の年次会計報告を準備することに責任を負う。
- (e) メジャラー (計測員) は、国際レーザークラス協会の主任メジャラーが指名する者である場合は、国際レーザークラス協会規約の8(6)項に定める責務を履行する。

5 本協会は、職務達成または、時に応じて定める特別計画の遂行に必要なならば、追加役員を指名することができる。追

加役員の任期は随時決定される。

6 本協会は、本協会所定の職務任務の遂行上、必要とみなされれば委員会を設立することができ、会長は設立されるどの委員会でもその職権上の委員の一人となるものとする。

7 年次総会と役員選挙

- (1) 本協会は、本協会の決議によって定められた日時に年次総会をもつものとするが、その日時は前の年次総会開催後15ヵ月より遅れてはならない。
- (2) 年次総会の通達は、協会のすべてのメンバーに総会の14日以上前に送付するものとし、次の事項を含めることとする。
 - (a) 同総会での課題
 - (b) 本協会規約の改正、もしくは他の付則の制定を行なうかどうかを定める特別付則の通知
 - (c) 会長および会計の年次報告の概略
 - (d) 必要であれば翌年の役員選挙の指名委員に関する報告
- (3) 本協会のメンバーは、だれでも年次総会への出席資格を有し、投票資格を有する。
- (4) 年次総会における決議採決投票には、過半数をもって有効とする。ただし、本協会規約の改廃および他の付則制定に関しては出席者の3分の2以上の賛成を要する。
- (5) 協会の年次総会で選出された協会役員は、次に後任者が選出されるまでその任務を継続しなければならない。

8 会費

協会年間会費は、本協会が付則に定めた期日までに支払うものとする。年間会費を全額支払った国際レーザークラス協会メンバーでない限り、支払日以前に開催されるいかなるレースにも、レーザーでレースに参加することはできない。

9 地区(ディストリクト)選手権大会

- (1) 本協会は、毎年地区(ディストリクト)選手権大会として全日本選手権大会を、本協会が定める場所で開催し、本協会のメンバーはだれでも参加することができる。
- (2) 全日本選手権大会は、世界評議会で決定したレース規定の条項にしたがって開催される。

10 付則

本協会は、本協会規約の目的遂行のため前各項の規約の一般性に制限されることなく、付則を制定することができる。同付則は、次の各事項に関するものとする。

- (1) 本協会の会計年度の決定
- (2) 年次総会の開催期間の決定
- (3) 指名委員会の設立と設立方法
- (4) 国際レーザークラス協会の付則にしたがい、国内で開催されるレーザークラスのレガッタの運営および主要選手権に出場する選手の参加資格。
- (5) トロフィー贈呈の承認に関する事項。
- (6) 事務局の変更
- (7) 業務の運営に関する事項
- (8) 日本の行政機関の定める法律などにそって、実行される規定に関するも事項
- (9) 本協会の組織、規約、フリートの運営に関する事項
- (10) 指名委員会を含む委員会への(被選出)資格と組織に関する事項

ILCA規約から改正部分を拝借&修正

11 改正

本規約の改正は次のそれぞれから承認を得なければならない。

- (a) 評議員会
- (b) 日本レーザークラス協会が行う投票に対して、メンバーから返信された投票のうち3分の2以上の賛成。ただ

し、提出された改正案を公開してから3ヵ月以内に日本レーザークラス協会へ返信されたものをいう。

12 施行

- (1) 本付則は次の事項をもって、その効力を発揮する。
 - (a) 1973年11月1日より前に世界評議員会によって設立された地区協会に関しては、その日をもって施行日とする。
 - (b) 1973年11月1日以降に設立された地区協会に関しては、国際規約の8項にしたがい、地区協会を設立する世界評議員会での付則規定の日をもって施行日とする。
 - (c) 世界評議員会は、地区設定を行なったうえで同地区の名称を定め、同地区の事務局を指定し、加えて地区の法令や他の特殊事情に合うよう同地区総合付則に追加することを認めることができる。ただし、その追加条項が国際レーザークラス協会の規約または本付則の条項に反するものはこの限りではない。

日本レーザークラス協会 内 規

1. 目的

この内規は日本レーザークラス協会規約 10.の規定に基づき、日本レーザークラス協会の目的遂行のために必要な事項を定める。

2. フリートへの所属

レーザークラス協会のメンバーは、既存のフリートか、もしくは新しいフリートのいずれかに所属しなければならない。ただし、フリートに所属できない特別な事情のある場合には、全国の9水域(北海道、東北、関東、北信越、中部、関西、中国、四国、九州・沖縄)のいずれかの所属とし、内規4に定める各水域マネージャーが水域所属のメンバーの取りまとめを行なう。

3. フリートの設立と取り消し

(1) フリートの設立

フリートの設立は協会規約3に基づき行なうものとする。

(2) フリートの取り消し等

協会は、フリートが協会規約3.(1)のフリート設立の要件を満たさなくなり、近い将来要件を回復する見込みが無いと判断した場合は、フリート設立許可を取り消す。いったん設立されたフリートのメンバー数(レーザーのオーナーでかつ国際レーザークラス協会のメンバー)が6人に満たなくなったが、その他の設立許可要件を満たしている場合は、協会に申請することにより、または協会の判断により「準フリート」と認められる。

フリートとしての活動がほとんど見られなくなった場合は、フリートの設立許可を取り消し、元フリート(レーザーができる場所)として記録に残す。

4. 役員

(1) 本協会に次の役員を置く。

会長1人、副会長2人以内、セクレタリー2人以内、会計1人、メジャラー1人、監査1人

(2) 役員は年次総会における選挙によって選出される。ただし、全国のフリート等から選出された代議員による選挙をもってこれに代えることができる。代議員の選出方法は別に定める。

(3) 役員の選出手順は以下のとおりとする。

会員は誰でも役員候補者を推薦し、または自ら役員に立候補することが出来る。

役員会が設ける指名委員が役員候補者を調べ、役職を付した候補者名簿を作成する。

指名委員が作成した候補者名簿に基づき、選挙権者の投票によって選出する。

選挙は役員会が決定する日時、場所において行われる。

(4) 役員の任期は以下のとおりとする。

役員の任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。

選出された役員はただちに就任する。

欠員補充等により任期の途中で就任した役員の任期は、直近の改選期までとする。ただし、上記の内規は、協会規約7.(5)の規定「協会の年次総会で選出された協会役員は、次の後任者が選出されるまでその任務を継続する」を侵すものではない。

(5) 役員が次の各号の一に該当するときは、評議会構成員数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し評議会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

職務の執行が著しく滞っていると認められるとき。

(6) 役員は協会規約4.に定める任務の他に次の任務を負うものとする。

国際担当セクレタリーはILCA等国际機関との関係事項を処理する。

会計は協会の財政を管理し、その健全化について提案する。

メジャラーは計測員を指名することができる。メジャラーは計測委員会を統括し、選手権大会に必要な計測員を配置しなければならない。

5. その他の役員

(1) 協会規約5.に基づき、全国9水域(北海道、東北、関東、北信越、中部、中国、四国、九州・沖縄)に各1人の水域マネージャーを置く。

(2) 水域マネージャーは水域内におけるフリートの活動状況の把握、フリート活動の指導・促進、水域内におけるイベントの調整を行い、レーザーの普及を促進する。

(3) 水域マネージャーは2年に1回程度、水域内のキャプテンミーティングを行い、レーザーの普及にかかる諸課題や水域マネージャーの人選に関して意見交換を行う。

(4) 水域マネージャーは、必要に応じて補助者として水域のイベント委員を置くことができる。

(5) 水域マネージャーは、水域内の各フリートの意見を尊重し、役員会の審議を経て会長が委嘱する。

(6) 水域マネージャーの任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

6. 委員長

(1) 協会規約6.に基づき次の委員長を置く。

レース委員長、ニュース委員長、計測委員長、普及委員長、強化委員長、ラジアル委員長、レディース委員長、マスターズ委員長およびその他の常設委員会の委員長

(2) 委員長は役員会の審議を経て会長が委嘱する。

7. 会議

本協会の会議について以下のとおり定める。

(1) 本協会の会議は年次総会、役員会、評議会とする。

(2) 年次総会の規定は「協会規約7.年次総会」による。ただし「役員の選挙」を除き、以下に定める評議会を年次総会に代えることができる。

(3) 役員会の構成員は、会長、副会長、セクレタリー、会計、メジャラー、監査とする。

(4) 評議会の構成員は、会長、副会長、セクレタリー、会計、メジャラー、監査、委員長および水域マネージャーとする。

(5) 役員会および評議会の運営は以下のとおりとする。

定例会議

年2回、役員会が決定する日時および場所で開かれる。

ただし、役員会と評議会を同時に行う事ができる。

臨時会議

会長または3人以上の役員会/評議会構成員の要求があるときに、会長が決定する日時および場所で開かれる。

議長

役員会/評議会の議長は会長がこれに当たる。

定足数

役員会/評議会の定足数はそれぞれの構成員の過半数の出席を必要とする。

決議

役員会/評議会の決議は、他に定めがない限り出席者の過半数をもって有効とし、可否同数の場合は議長が決する。

書面表決

やむを得ない理由のために役員会/評議会に出席できない

い構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の出席者に表決権の行使を委任することができる。

8 選手権大会への参加資格

協会規約9.(1)の規定にかかわらず、選手権大会の運営キャパシティーおよび出場選手の安全確保のために必要と判断する場合、協会は参加資格に制限を加えることができる。これは協会規約10.(4)の規定に該当するものである。

9 フリート運営

(1) フリートキャプテンは毎年3月末までに、フリートの実態を水域マネージャーに報告するものとする。

報告には次の事項を含むものとする。

フリートメンバーの人数 (協会登録済み人数、未登録人数)

JSAF会員登録者人数

次年度のフリートキャプテン (住所、電話番号、Eメール
アドレスなど)

活動状況

その他の特記事項

なお、準フリートも同様の報告を水域マネージャーに行うものとする。

(2) 協会はフリートおよび準フリートについて、レーザーニュースおよび協会ウェブサイトのページに公表する。

10.内規の改定

本内規の改定は評議会の決議により行う。

11.付 則

本内規は2009年12月13日より施行する。